# 令和 6 年度

# 仕 様 書

事業名: 竹原市水道事業

履行場所: 竹原市 竹原町・下野町

業務委託名:国道 432 号電線共同溝整備に伴う支障移転設計業務

業務概要: 配水管布設替詳細設計

φ150mm以下 L=0.6019km

 $\phi$  350mm L=0.2km

不断水工 φ350mm 以下 7 箇所

報告書作成 1業務

【添付書類】 □特記仕様書 □位置図

等

#### 特記仕様書

1 本業務において、業務分野別の共通仕様書の適用は次による。

業務分野	適用する共通仕様書
土木関係建設コンサルタント業務(上水道及び工業用水道)	設計業務等共通仕様書(令和6年8月)広島県

#### 本業務における、主たる業務分野及び部門

2 「土木関係建設コンサルタント業務(上水道及び工業用水道)」

#### 管理技術者の配置を求める業務分野

3 「土木関係建設コンサルタント業務」

#### 土木関係建設コンサルタント業務において管理技術者に求める部門

4 「上水道及び工業用水道」

#### 照査技術者の配置を求める業務分野

5 「上水道及び工業用水道」

#### 情報共有システム

6 対象外業務

#### 成果物の提出

7 「土木設計業務等の電子納品要領」に基づいて作成した電子成果品の提出については、電子媒体を使用すること。

# 国道 432 号電線共同溝整備に伴う支障移転設計業務標準仕様書

# 第1章 総則

1-1 業務の目的

本委託業務(以下業務という)は、委託対象地域の上水道管布設替工事等に必要な設計図、計算書および設計書等の作成を行うことを目的とする。

1-2 一般仕様書の適用範囲

業務は、本仕様書に従い施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

また、本仕様書に記載のない事項については、次によるものとする。

- ·設計業務等共通仕様書(令和6年8月)広島県
- その他関連規格類
- 1-3 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。

1-4 法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当り、関連する法令等を遵守しなければならない。

1-5 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

1-6 公益確保の責務

受託者は、業務を行うに当っては公共の安全、環境の保全、その他の公益を害することの無 いように努めなければならない。

1-7 許可申請

受託者は、工事に必要な許可申請(占用許可等)に関する事務に必要な図面作成を遅滞なく行わなければならない。

- 1-8 提出書類
- (1) 受託者は、業務の着手及び完了にあたって、市の契約約款に定めるものの外、次の書類を提出しなければならない。
  - (イ) 業務着手届 (ロ) 職務分担表
    - (ロ) 職務分担表 (ハ) 業務完了届 (ニ) 納品書
  - (ホ) 業務委託料請求書等

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けるものとする。

- 1-9 管理技術者及び技術者
- (1) 受託者は、管理技術者及び技術者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置しなければならない。
- (2) 管理技術者は、業務の全般にわたり技術的監理を行わなければならない。
- (3) 受託者は、業務の進捗を図るため、契約に基づく必要な技術者を配置しなければならない。
- 1-10 工程管理

受託者は、工程に変更を生じた場合には、速やかに変更工程表を提出し、協議しなければならない。

1-11 関係官公庁等との協議

受託者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

受託者は、関係機関との協議に必要な資料及び説明用資料を作成するものとする。

1-12 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受託者の申請による。

#### 1-13 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について, 疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については, 調査職員, 受託者協議の上, これを定める。

# 第2章 調査

2-1 資料の収集

業務上必要な資料,地下埋設物及びその他の支障物件(電柱,架空線等)については,関係官公署,企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

2-2 設計路線の踏査

特記仕様書に示された設計対象区域について踏査し、地勢、土地利用、道路状況、水路状況 等現地を十分に把握しなければならない。

2-3 地下埋設物等の調査

特記仕様書に示された設計対象区域について、各種水道、下水道、ガス、電気、電話等地下 埋設物及び道路・河川構造物等の種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する 資料と照合し、確認しなければならない。

#### 第3章 測量

# 3-1 測量方法

管路測量における,各測点及び曲管部等には測量ピンを設置すること。また,必要に応じて 横断図の作成を行うこと。

道路、鉄道、河川横断箇所、空気弁設置個所など詳細測量の必要な場所については、調査職員と協議すること。

3-2 測量のための安全管理

公道部分での測量は交通に支障とならないよう十分注意すること。

3-3 測量のための立ち入り

測量のため公道部以外に立ち入る必要がある場合は、常に水道課に連絡し、所有者又は占用者の承諾を得なければならない。

なお、借地料、伐採、その他の補償は受注者において行う。

## 3-4 測量成果

- (1) 現地測量
  - · 測量成果簿 (測量簿·精度管理表等)
  - · 現地測量図 縮尺 1/500 A1 判
  - ・コントロールポイントの管理写真
- (2) 測量図の提出部数については別に定めるものとする。 測量図の電子データについては、第7章提出書類に準じる。

# 第4章 設計一般

#### 4-1 打合せ

- (1) 業務の実施に当って、受託者は調査職員と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。
- (2) 設計業務着手時及び設計業務の主要な区切りにおいて、受託者と調査職員は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。

# 4-2 設計基準等

設計に当っては、調査職員の指示する図書及び本仕様書第8章準拠すべき図書に基づき、設計

を行う上でその基準となる事項について調査職員と協議の上、定めるものとする。

4-3 設計上の疑義

設計上疑義の生じた場合は、調査職員との協議の上、これらの解決にあたらなければならない。 4-4 設計の資料

設計の計算根拠, 資料等はすべて明確にし、整理して提出しなければならない。

4-5 参考資料の貸与

調査職員は、業務に必要な資料を所定の手続きによって貸与する。ただし、資料があるものに限る。

4-6 参考文献等の明記

業務に文献、その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記しなければならない。 また、引用する文献等は最新のものを使用しなければならない。

#### 第5章 設計細則

- 5-1 設計要領
- (1) 仮設配水管及び配水管は、事前にルート計画図等を作成し、調査職員と協議すること。
- (2) 設計に当っては、施工上並びに維持管理上支障のない範囲内で、経済的になるよう比較検討し使用材料を決定すること。
- 5-2 特定の材料並びに工法の採用

特定の材料、工法又は特許に関するものを採用する場合は、その見本又は説明書等を提出し協議しなければならない。

5-3 設計図の作成

主要な設計図は、つぎにより作成することとし、図面完成時には調査職員の承認を受けなければならない。

(1) 位置図

位置図 (S=1/10,000~1/30,000) は地形図に施工箇所を記入する。

(2) 平面図

平面図 (S=1/500) は、測量による平面図及び道路台帳に基づいて、設計区間の占用位置、 形状、管径、管種、距離及び水道管の名称等を記入する。

(3) 管割図

管割図(S=1/100~1/300)は、平面図に基づいて、設計区間の直管、異形管、接合部品等を記入し、輻輳する箇所については詳細図にて記入する。

(4) 横断面図

横断面図 (S=1/50~1/100) は、管渠の位置、平面図との対象番号、形状、管形、地盤高、埋設深度及び必要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び管渠の名称又は横断位置等の名称等を記入する。

(5) 十工断面図

土工断面図 (S=1/50) は、掘削方法、埋設深度、埋め戻し材料、舗装復旧等ごとに記入する。

(6) 仮設図

仮設図 (S=1/10~1/100) は、掘削幅、長さ、深さ、地盤高、床堀高及び使用する材料の位置、名称、形状、寸法、他の地下埋設物防護工並びに補助工法の範囲、名称等を記入する。

5-4 各種計算

管渠,管基礎,推進力及び構造計算,仮設計算,補助工法,耐震設計等の計算に当っては, 調査職員と十分打合せの上,計算方法を確認して行わなければならない。

#### 5-5 数量計算

土工,管径,管種等材料別に数量を算出する。

#### 5-6 報告書

報告書は、当該設計に係るとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、設計の目的、概要、位置、設計項目、設計条件、土質条件、埋設物状況、施工方法、工程表等を集成するものとする。

#### 第6章 審査

6-1 審査の目的

受託者は業務を施行する上で技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに審査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

6-2 審査の体制

受託者は遺漏なき審査を実施するため、相当な技術経験を有する審査員を配置しなければならない。

#### 6-3 審査事項

受託者は設計全般にわたり、つぎに示す事項について審査を実施しなければならない。

- (1) 基本条件の確認内容について
- (2) 比較検討の方法及びその内容について
- (3) 設計計画(構造計画,仮設計画等をいう)の妥当性について
- (4) 計算書(構造計算書、容量計算書、数量計算書、耐震設計計算書等をいう)について
- (5) 計算書と設計図の整合性について

# 第7章 提出書類

7-1 提出図書

提出図書は次項により、提出しなければならない。

- 7-2 設計関係提出図書
- 管渠設計(開削)
- (1) 設計図
- (2) 構造計算書(耐震設計計算書を含む)※必要に応じて
- (3) 数量計算書
- (4) 報告書
- (5) 特記仕様書
- (6) 打合せ議事録
- (7) その他参考資料

設計に伴って収集・調査した資料及びその他申請等に関する資料

- ・管渠設計(推進)
- (1) 位置図
- (2) 平面·縦断図,横断面図
- (3) 詳細図(平面図,縦断・横断図等)
- (4) 推進さや管標準図、構造詳細図、立坑詳細図、構造図(管路構造物・仮設構造物等)
- (5) 工事占用申請等に必要な図面
- (6) 数量計算書
- (7) 報告書
- (8) 特記仕様書

- (9) 打合せ議事録
- (10) その他参考資料

設計に伴って収集・調査した資料及びその他申請等に関する資料

- 7-3 電子書類
- (1) 前項と同様の提出図書を電子書類で提出しなければならない。
- (2) 電子媒体は CD-R の使用を原則とする。
- (3) ファイル形式については、調査職員と協議し決定するものとする。

CAD で設計図面を作成した場合は、図面データを Jww (sfc) 形式で電子納品すること。その際、環境設定ファイルもあわせて提出すること。また、ウィルスチェックに関する情報を記入すること。(ウィルス対策ソフト名、チェック年月日)

- (4) 各種ファイルはフォルダごとに整理し格納するものとするものとし、フォルダ構成の一覧 表を作成すること。
- (5) 電子化の困難なパースや図類及び特殊アプリケーションについては、調査職員と協議しなければならない。
- (6) 電子書類が完成した時点でウィルスチェックを行わなければならない。
- 7-4 提出部数
- (1) 設計図図面 2部
- (2) 設計関係提出図書(管渠設計) 2部
- (3) 電子書類 1部

# 第8章 準拠すべき図書(管渠設計)

業務はつぎに掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。これら以外の図書を参考にする 場合は、あらかじめ調査職員と協議しなければならない。

- (1) 水道施設設計指針解説(日本水道協会)
- (2) 水道施設耐震工法・解説(日本水道協会)
- (3) 水道工事標準仕様書 (日本水道協会)
- (4) 水道維持管理指針(日本水道協会)
- (5) 水理公式集(十木学会)
- (6) コンクリート標準示方書(土木学会)
- (7) 土木工学ハンドブック(土木学会)
- (8) 土質工学ハンドブック(土木学会)
- (9) 道路技術基準(国土交通省)
- (10) 道路構造令、同解説と運用(国土交通省、日本道路協会)
- (11) 推進工法用設計積算要領 鋼製さや管推進工法編 (日本推進技術協会)
- (12) 推進工法用設計積算要領 推進工法立坑編 (日本下水道管渠推進技術協会)
- (13) その他係員が適当と認めたもの

# 特記仕様書

# 第1章 特記仕様書の適用範囲

この仕様書は、「広島県業務委託共通仕様書」第1章1.1及び1.2に定める特記仕様書と し、この仕様書に記載されていない事項は前記一般仕様書による。

# 第2章 業務概要

# 1) 事業名

国道 432 号電線共同溝整備に伴う支障移転設計業務

# 業務の対象

業務の対象施設は別図のとおり。

# 考慮事項

一般国道 432 号道路改良工事(電線共同溝)(新開拡幅) 広島県西部建設事務所東広島支所発注 新成井浄水場新設基本設計業務(その2) 広島県水道広域連合企業団本部発注 都市計画道路楠通成井線道路整備工事(仮) 竹原市建設部都市整備課発注 新開地区下水道(面整備工事)(仮) 竹原市建設部下水道課発注

# 2) 設計

作業項目	備考
設計協議	第1回,中間3回,最終
開削工法·布設替詳細設計 (小口径) φ350mm 0.2km φ150mm 0.6019km 合計 0.8019km	現地調査
	設計計画
	各種計算
	図面作成
	数量計算
	審査
開削工法·布設替詳細設計 (複製設計)	図面作成
	数量計算
不断水工 φ350mm以下 7箇所	設計計画
	図面作成
	数量計算
報告書作成	報告書作成

# 位 置 図 S=1:5,000

